

平成 28 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
一般	04	02	03	144440	ごみ収集運搬事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-1	環境の保全			
	施策	4	循環型社会の構築			
目的	ごみの収集、運搬					
対象	市内のごみ集積所に排出される家庭系一般廃棄物					
意図	清掃センター及び岩手中部広域行政組合の焼却施設へ適切に運搬する					
事業概要	…上記目的を実現するための事業手法を記載すること					
家庭から排出される可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみの収集運搬						
市民参画の有無 []						
市民協働の形態		共催		実行委員会・協議会		
		後援・協賛		補助・助成		
活動指標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(計画)
①	ごみの収集量（委託）	t	計画	18,232	18,232	
			実績	17,843	17,434	
②	委託料	千円	計画	203,897	208,907	
			実績	197,015	202,772	
③			計画			
			実績			
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(計画)
①	ごみの排出量	t	目標	30,724	31,731	
			実績	31,499	29,914	
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		<input type="radio"/>	概ね目標値どおり		目標値より低い

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座等の市民へのごみ減量の啓発活動により、分別の理解及び資源化の取り組みが徐々に浸透し、ごみの排出量が減少している。 ・ 事業系ごみの直接搬入の減少により、許可業者による産廃と一廃の分別の徹底が浸透しつつある。 		
目的妥当性	公共関与の妥当性	一般廃棄物の収集、運搬及び処分は廃棄物の処理及び清掃に関する法律により市の責務とされているため。
	<input type="radio"/> 妥当である	
	見直し余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない	
有効性	成果の向上余地	関係団体への働きかけにより資源化率を向上させ、ごみ排出量を減量する余地がある。
	<input type="radio"/> 向上余地がある	
	向上余地がない <input type="checkbox"/>	
効率性	事業費・人件費の削減余地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切にごみの排出、ごみの減量化に伴い事業費の多少の削減が可能になることもあるが、ごみ減量に向けて分別収集が増加することになれば、収集業務は全て民間委託となっているので、委託費削減は困難になる。
	事業費の削減余地がある <input type="checkbox"/>	
	人件費の削減余地がある <input type="checkbox"/> どちらも削減余地がない	
公平性	受益と負担の適正化余地	全市民が対象になっており、公平である。
	受益機会の見直し余地がある <input type="checkbox"/>	
	費用負担の見直し余地がある <input type="checkbox"/> 適正である	
総合評価 …上記評価結果の総括		
<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの適正排出・発生抑制に向けて、家庭系・事業系ともに啓発を強化する。 		

平成 28 年度 事業説明資料 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-ト	事業名
一般	04	02	03	144440	ごみ収集運搬事業

単位：千円

		27年度 決算額(A)	28年度 決算額(B)	29年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		197,269	203,000		5,731
財源内訳	国・県				
	地方債				
	その他				
	一般財源	197,269	203,000		5,731

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---	-------	------	-----------------

部経営方針における目標

豊かな自然と生活環境を守り暮らしています。

事業開始の背景・経緯

昭和29年「清掃法」施行、昭和45年「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、一般廃棄物の収集、運搬及び処分は市町村の責務とされている。

事業概要

家庭から排出される可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみの収集運搬

事業を展開する上での課題、留意事項 / 意見・要望等

・効率的な収集運搬を行うため、収集状況の把握に努める必要がある。

担当部署 部名 市民生活部 課名 清掃センター 担当係長 高橋秀幸 内線 31-2114 (単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

塵芥収集事業

平成25年度より、全地域委託（完全民間委託）

収集品目 ・ 収集回数	ごみ	可燃ごみ	週2回 (月木・火金)	6, 8, 11, 3月
		不燃ごみ	月2回	
	資源 ごみ	その他プラスチック	週1回	
		ペットボトル	月2回	
		ガラスビン (無色・茶・その他)	月2回	
		衣類	第5週の水曜日	
		使用済小型 電子機器	月2回	
		廃食用油	月2回	

・搬入場所 可燃ごみ 岩手中部クリーンセンター
可燃ごみ以外 清掃センター

事業費内訳

需用費 195 千円
業務委託料 202,805 千円
→委託料積算・・・燃えるごみ、燃えないごみ等項目ごとに積算
必要台数×収集日数×単価（1日当たりの人件費・車両費等）

収集運搬業務区割			台数
区 分			
花巻地域	周辺地区	可燃	4台
		可燃以外	
	市街地区	1 可燃以外	3台
		3 可燃・可燃以外(水)	
		2 可燃・可燃以外(水)	
市街地区4 可燃・可燃以外(水)	2台		
市街地区5 可燃	1台		
大迫地域	大迫地区1・内川目地区	1台	
	大迫地区2・外川目・亀ヶ森地区	1台	
石鳥谷地域	燃やせるごみ	2台	
	燃やせるごみ以外	2台	
東和地域	東和地域1 燃やせるごみ	1台	
	東和地域2 燃やせるごみ・燃やせるごみ以外	2台	